

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人享栄学園
②設置大学名称	鈴鹿大学
③担当部署	総務・財務課
④問合せ先	059-372-2121
⑤点検結果の確定日	2025 年 8 月 20 日
⑥点検結果の公表日	2025 年 9 月 1 日
⑦点検結果の掲載先 URL	
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

鈴鹿大学短期大学部のガバナンス・コードは、法人全体のガバナンス体制のもと大学と一体的に行っています。
本点検表は、短期大学部を含めた法人全体の状況を報告しています。

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明
該当なし	

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明
該当なし	

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神、教育目的など、大学ホームページ等で広く公表し、社会に明示している。また、在学生には、キャンパスガイドに記載し、オリエンテーションで説明するとともに、高校生や保護者等にはオープンキャンパスなどの行事で説明している。
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	学部・学科・研究科ごとに教育研究上の目的を実現するため、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーそれぞれ方針を明確にし、明示している。 教学マネジメントによる教育の質保証に取り組むための体制は確立しており、自己点検・評価に基づき、カリキュラムの見直しをはじめ、継続的・体系的に取り組んでいる。 鈴鹿大学内部質保証方針に基づき、鈴鹿大学内部質保証推進委員会規程を整備し、自己点検・評価の結果を踏まえ、全学的な教育改善につなげる体制を構築している。
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	教学組織の権限と役割の明確化は、管理規則、組織規程、学則、教授会規程等で教学組織の設置等の権限と役割を明確に定めている。 また、教授会は、教育研究に関する重要な事項で、学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関として位置づけ、鈴鹿大学学長裁定に基づき、意見聴取事項を具体的に定め、学長と教授会組織の役割と権限を明確にしている。
実施項目 １－１④	説明
教職協働体制の確保	教職協働体制の確保は、組織規程、関連諸規程に基づき、教員と事務職員による教職協働体制を確保している。 教育研究及び管理運営に関する事項について、機能的及び迅速に業務を遂行するため、学長、副学長、学部長、事務管理職、主要委員会の委員長で構成する経営教学ミーティング（会議体）を設置し、教職協働による大学運営を行っている。 また、各種委員会は、教員と事務職員による教職協働体制を確保する構成員で編成されている。

実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	教職員の資質向上に係る取組は、自己点検評価委員会の下部組織に、FD・SD 推進部会及び IR 推進部会を置き、授業内容・方法の改善を目的とした組織的な研修として FD 研修会を開催している。 また、教職員が一体となって教育研究活動の適切かつ効果的な運営を図るため、SD 研修会を開催している。 FD・SD 研修会は、年度当初に年次計画を策定し、研修の充実を図るよう推進している。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	令和 6 年度から 5 カ年の中期的な計画を策定しています。計画には、教育研究、学生募集、管理運営に関する実施項目を掲げ、具体的な目標数値と行動計画を策定している。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	計画実現のための進捗管理は、四半期ごとに実施工程の進捗状況を経営教学ミーティングに報告している。 また、年度末には、1 年間の目標達成状況と課題、改善策等を共有している。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神「誠実で信頼される人に」に基づく人材育成とともに、社会の要請に応じた学びの機会を提供している。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	COC（地域連携）センターを設置し、社会貢献活動や地域連携活動を推進し、毎年度、各活動の実施状況等を報告書にまとめ、ホームページで公開している。 また、正規課程では、地域と連携した課題解決型授業を取り入れ、社会貢献活動に取り組んでいる。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	学生相談室を設置し、学生からの相談に応じて、対応できる体制がとられている。 みんなのトイレ（多目的トイレ）をキャンパス内に 3 カ所設置している。

実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進に取り組んでおり、理事5名の内1名、評議員6名の内2名の女性を登用している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	学校法人享栄学園寄附行為に基づき、理事選任機関による理事の人材確保方針の明確化及び評議員会での意見聴取など選任課程の透明性を確保している。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	学校法人享栄学園寄附行為及び学校法人理事会運営規程に基づき、適切な理事会運営を行い、透明性の確保に努めている。 評議員会に諮問する重要事項については、議題に応じて、理事長及び常務理事から直接説明し、評議員との意見交換等を積極的に行うことで評議員会との協働体制が確立されている。
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事会、常任理事会等において、高等教育に関する様々な情報や大学に関する情報を積極的に提供している。また、理事長、常務理事等が参加した研修会資料等を共有している。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	学校法人享栄学園寄附行為及び学校法人享栄学園監事選任委員会運営規程に基づき、監事及び会計監査人の選任基準を明確にし、選任過程の透明性を確保しつつ、評議員会での決議により選任している。
実施項目 3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	学校法人享栄学園監事監査規程及び学校法人享栄学園内部監査規程に基づき、監事、会計監査人、内部監査部門との連携体制を構築している。 また、年度当初に監事による監査計画、会計監査人による監査計画、理事長、監事及び会計監査人による個々のヒアリング等を踏まえ、実効性を確保しています。
実施項目 3－2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事業務を支援するため、情報提供や研修機会を確保するよう取り組んでいる。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	学校法人享栄学園寄附行為及び学校法人享栄学園評議員選任及び解任規程に基づき、選任方法、属性、構成割合を明確にし、選任過程の透明性を確保して、適正に選任している。
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	学校法人享栄学園寄附行為に基づき、評議員会を適切に運営し、評議員会運営の透明性は確保されている。また、理事会運営状況を監視するとともに、寄附行為に定める評議員会での決議事項及び諮問事項は、必要に応じて、理事長及び常務理事から丁寧に説明し、評議員との意見交換等を積極的に行うことで評議員会との協働体制は確立されている。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	学校法人運営に必要な情報、高等教育施策などの情報を提供し、研修機会を確保するよう努めている。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	学校法人享栄学園リスク管理規程及び学校法人享栄学園防火防災管理規程に基づき、危機管理体制は整備されている。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	内部統制システム整備の基本方針に基づき、経営に関する管理体制、リスク管理に関する体制、コンプライアンスに関する管理体制及び監査環境の整備に必要な諸規程を整備し、法令等遵守の体制は整備されている。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	学校法人享栄学園情報公開規程に基づき、積極的な情報公開に努めている。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	大学のホームページにおいて、データ・グラフ、解説などを含めて閲覧者が理解できるよう公開方法を工夫し、積極的な情報公開に努めている。

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明
該当なし	